

賃金引上げ  
を考えるなら

# 業務改善助成金

令和8年  
9/30  
改訂版

を活用しませんか？

## この助成金は

設備投資により生産性の向上や労働能率の増進、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成率最大80%最大600万円

交付申請の期間

■9/1<sup>火</sup>～11/30<sup>月</sup>

【岩手県最低賃金発効日の前日までに提出】

☑電子申請（J-GRANTS）が可能です。

☑郵送、労働局への来局提出の場合は、11/30<sup>月</sup>必着です。

## 設備投資って？

手作業で行っていた作業について機械を導入することによって、業務が効率化するなどの投資が該当します。詳しくは交付要綱、交付要領をご覧ください。



## 要件を確認

1



中小企業  
（企業単位）  
である

大企業の子会社である中小企業は対象外

2



事業場内の最も低い賃金（時給換算）が改正後の地域別最低賃金未満の範囲内

### 岩手県の場合

■時給1031円～令和8年度岩手県最低賃金1,090円未満の範囲に事業場で最も低い時給の労働者（雇入れ後6月を経過した雇用保険被保険者に限る）が入っていること

3



従業員の時給又は時給換算額を50円以上引き上げたい。

4



生産性向上や、労働能率の増進を図るような設備投資をしたい。

この設備投資等に要する費用を業務改善助成金で助成します。

5

助成金の利用をご検討ください

## ご相談前にご確認いただきたいポイント

？

☑雇入れ後6月を経過し、雇用保険被保険者である労働者の中で事業場内で最も低い賃金（時給換算）が改定後の地域別最低賃金未満ですか。

☑その時給換算額には資格手当や役職手当などの各種手当が含まれていますか。

？

☑この労働者の賃金を①いつ、②何人、③いくら引き上げる予定ですか。

？

☑どのような設備投資等を考えていますか。それは交付要綱別表第3と交付要領別紙3で助成対象になっていますか。

？

☑交付要綱、交付要領、業務改善助成金Q&Aを確認していますか。

■お問い合わせは業務改善助成金コールセンターへ

0120-366-440

受付時間▶平日午前9：00～午後5：00

■助成金を利用するための支援・ご相談は

岩手働き方改革推進支援センターへ

0120-576-073

受付時間▶平日午前9：00～午後5：00

申請先▶岩手労働局雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

T E L 019-604-3010



## 対象事業場

- ① 中小企業
- ② 労働保険に加入している事業場であること
- ③ 事業場内最低賃金が改正後の地域別最低賃金まで（1031円～岩手県最低賃金1090円未満）等



## 助成額

最大

600 万円



## 引上げ額に応じた助成上限

詳しくは厚生労働省ホームページでご確認ください。申請を検討する際は掲載の以下の資料を必ずご覧ください。

■ 交付要綱 ■ 交付要領 ■ 申請書記載例 ■ Q&A



## 支給要件

すべて満たすこと

- ① 雇入れ後6月を経過した労働者であり、かつ、交付申請時に雇用保険被保険者である労働者の中で最も低い時間当たりの賃金額（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げること
- ② 実際に引き上げた事業場内最低賃金を就業規則等に規定すること
- ③ 生産性向上、労働能率の増進に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと 等



## 助成率

| 事業場内の最低賃金（雇入れ後6月を経過した雇用保険被保険者の労働者で最も低い時間当たりの賃金額） | 助成率   |
|--------------------------------------------------|-------|
| 1,050円未満                                         | 4 / 5 |
| 1,050円以上                                         | 3 / 4 |

| 引き上げる労働者数（交付申請時に雇用保険被保険者である労働者に限る）<br>赤字は事業場規模30人未満の額（円） |     |      |      |      |      |      |        |      |      |      |        |      |
|----------------------------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|--------|------|------|------|--------|------|
|                                                          | 1人  |      | 2～3人 |      | 4～5人 |      | 6～7人以上 |      | 8人以上 |      | ★10人以上 |      |
| 50円コース<br>50円以上<br>引き上げ                                  | 30万 | 40万  | 40万  | 70万  | 70万  | 70万  | 90万    | 90万  | 110万 | 110万 | 130万   | 130万 |
| 70円コース<br>70円以上<br>引き上げ                                  | 40万 | 50万  | 50万  | 100万 | 130万 | 130万 | 180万   | 180万 | 230万 | 230万 | 300万   | 300万 |
| 90円コース<br>90円以上<br>引き上げ                                  | 90万 | 100万 | 150万 | 240万 | 270万 | 270万 | 360万   | 360万 | 450万 | 450万 | 600万   | 600万 |

■ 業務改善助成金は事業場ごと（本社、支社、工場等それぞれ）の申請です。

■ ただし法人番号ごとの事業主単位では、これらの事業場の申請額を合算して600万円が上限になります。

★10人以上の上限額区分は、事業場内最低賃金が1,050円未満の事業場又は物価高騰要件を満たす事業場が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象となります。



## 助成対象となる設備投資

### 基本

- 機械設備
- コンサルティング導入など

### 特別に

### 物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、最近6か月間平均の利益率が前年同月に比べ3%ポイント以上低下した事業者

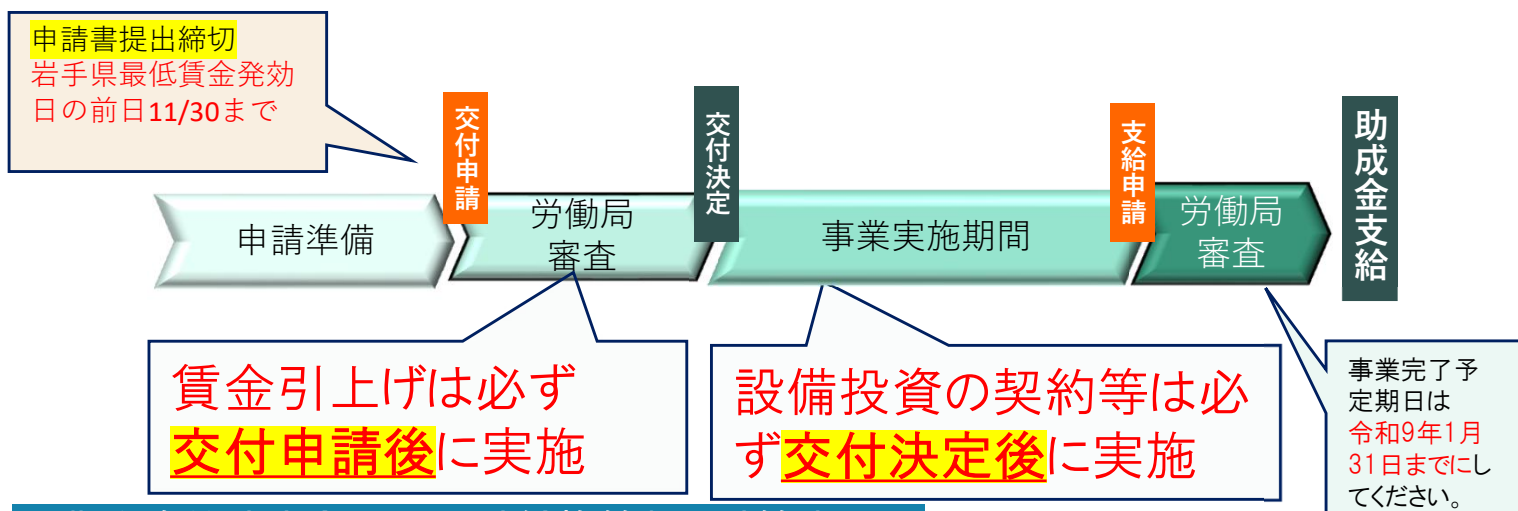
特別に以下の設備投資も可能です。

■ PC ■ スマホ、タブレット ※入れ替えは対象になりません

【注意】令和7年度までは助成対象経費として認められていた以下の設備は令和8年度は助成対象外となりました。

■ 定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車

## 助成金手続きの流れ



### 業務改善助成金における時給換算額の計算方法

業務改善助成金では事業場内の最も低い賃金（時給換算）が、改正後の地域別最低賃金未満であることが必要です。

#### ポイント1

##### 時給計算に算入

- ☐ 基本給
- ☐ 日給
- ☐ 時給
- ☐ 各種手当（資格手当や役職手当など）
- ☐ 歩合給

時給+各種手当が支払  
われる場合の計算方法に  
注意

歩合給がある場合歩合給を含  
め時間当たりの賃金額を算出  
することに注意 ※1

#### ポイント2

##### 時給計算から除外

- ☐ 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- ☐ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ☐ 時間外割増賃金・休日割増賃金・深夜割増賃金
- ☐ 精皆勤手当・通勤手当・家族手当

詳しくはこちらで  
ご確認ください



厚生労働省HP  
最低賃金の確認方法

※1 賃金引き上げ前の事業場内最低賃金の時給換算額の算出方法

次の①～③により算出した額をすべて合算することにより算出します。

①時給制の場合は当該時給額

②月給制の方の基本給や、資格手当、役職手当など毎月定額で支給される手当等

→当該手当等を月平均所定労働時間で除し算出した額

③歩合や研修手当など営業成績等により金額が変動する手当等

→直近1年間の手当等の合計額を、直近1年間の総労働時間で除して算出した額

上記により算出した時給換算額をベースとして、50円以上の賃金引上げが必要となります。

## お願い

労働局では多くの中小企業みなさまに業務改善助成金をご利用いただいております。以下の点にご留意ください。

■事業場内最低賃金の計算が正しくできていない、必要書類が添付されていない、申請書に記載されている内容と添付書類の内容が異なっているなどにより、いただいた書類では審査ができない場合があります。その際は、事業主様あてご連絡を差し上げ、ご対応いただくことになります。そのことにより労働局での審査に通常より多くの時間をいただかなければなりません。迅速な審査を行いたいと考えておりますので、申請事業主のみなさまのご協力をお願いします。

#### 添付書類の確認を！

■助成金の申請には、申請書のほか、賃金台帳や設備投資したいものの見積書が必要です。申請書の注意書きや要綱、要領を今一度お確かめください。

#### 申請はお早めに

- 審査状況により、申請から交付・支給決定までお待ちいただく場合があります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。

#### 解雇に注意

■交付申請日前日から6か月～賃金引上げ後6か月経過日等に労働者を解雇した場合、助成金の対象とならない場合があります。

#### 必ず確認

■必ず最新の要綱・要領、Q&A、で助成要件をご確認ください。

## 活用事例

| 事業内容     | 取組概要                                                                                                    |
|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 足場工事     | フォークリフトの導入により、機材の積み下ろしや資材の運搬が容易になった。資材置き場も整理整頓され、現場の準備時間及び片付け作業がそれぞれ30分短縮した。                            |
| 製本・印刷    | 自動裁断機の導入により、裁断工程における作業スピードが従来の2倍程度まで向上した。また製本機の導入により、既存の製本機と2台体制が可能となり、製本工程のスピードが1.5倍程度に向上した。           |
| 歯科診療     | デジタルレントゲン機器の導入により、画像が鮮明になり、1回10分程度かかっていた現像作業が1分程度に短縮された。また、ローラーのクリーニングや現像液の交換などのメンテナンスに要する時間や廃棄物が削減された。 |
| 清酒製造     | ラベル発行プリンタの導入により、手作業で行っていたラベルへの製造年月日の記載が機械化されて、作業時間や記載ミスが削減され、製造や顧客管理等の業務に人員を集中できるようになった。                |
| クリーニング   | ハンガーのまま商品を包装する自動立体包装機の導入により、作業による仕上りのばらつきもなくなり、1商品あたり30秒かかっていた作業時間が12秒に短縮された。                           |
| レンタルオフィス | 監視カメラ及びスマートロックシステムの導入により、従業員不在の時間帯に不審者や事故への対応を遠隔地からでも管理可能になり、受付業務時間が半減して、1か月あたり約50時間の時間外労働を削減することができた。  |
| 美容院      | オートシャンプーの導入により、頭皮環境及び髪の手上がりが良好となった上、シャンプー及びトリートメントの施術に要する時間が顧客1人あたり約10分程度短縮され、従業員が休憩時間を取りやすい環境となった。     |
| 飲食店      | ボタン式からタッチパネル式の券売機への入替により、毎月のサービスメニュー変更に伴う券売機の更新作業時間は約1時間から5分程度に短縮された。                                   |
| 貸し農園     | 監視カメラ及びモニターの導入により、現場に行くことなく農作物の育成状況の映像を農園使用者に対して映像をメール配信が可能となった。また耕運機及び培土機の導入により約30時間の作業が6時間程度に短縮された。   |
| 自動車整備    | 高機能スキャンツールの導入により、各人の整備能力が標準化されサービス水準も向上し、1台あたり1時間かかっていた電子システムの故障診断が15～20分に短縮され、1日の整備台数は平均約2倍になった。       |

## 参考ウェブサイト

**厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A、「生産性向上のヒント集」、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例などを掲載しています。

### 最低賃金特設サイト

全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引上げ特設ページ」では、賃金引上げに向けた取組事例を紹介しています。

業務改善助成金

検索

最低賃金特設サイト

検索